桑名市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年３月21日

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市規則第５号

桑名市補助金等交付規則の一部を改正する規則

桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第15条中「とき（」の次に「補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合を含む。」を加え、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、補助事業等の目的及び内容により、市長が実績報告の必要がないと認めるときは、補助事業等実績報告書の提出を省略することができる。

第17条に次の１項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、第15条ただし書の規定により補助事業等実績報告書の提出を省略した場合は、補助金等交付決定通知書に記載された補助金等の額を確定した額として交付するものとする。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。